

# ネオクリティケア製薬企業行動憲章

ネオクリティケア製薬は、コンプライアンスを経営の重要指針とし、次の行動原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、全ての法令、行動規範、国際ルールおよびその精神を遵守し、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって行動する。

1. 持続性のある医療保険制度に貢献する医薬品を安定的に供給し、医療コストの効率的配分および国民の健康と福祉に貢献する。
2. 臨床試験は、医療機関の協力を得て、被験者の人権を尊重するとともに、安全確保に留意し、かつ科学的厳正さをもって遂行する。非臨床試験において必要な動物実験は動物福祉に十分配慮して行う。
3. 医薬品の適正使用を確保するため、品質・安全性・有効性に関する情報を迅速かつ的確に提供する。
4. 公正、透明で自由な競争を通じ、医薬品として適正な取引と流通を行う。また、医療関係者を始め、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
5. 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報や顧客情報の適正な保護に十分配慮し、万全な対策を行う。
6. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件であることを認識して、自主的・積極的に行動する。
7. 従業員の多様性・人格・個性を尊重し、倫理観の高揚と資質の向上を図るとともに、安全で働きがいのある環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
8. 良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行う。
9. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体に対し毅然として対決する。
10. 事業活動のグローバル化に対応し、現地の法律や行動規範の遵守はもとより文化や慣習も尊重し、現地の発展に貢献する。また、医薬品の普及を推進する国際的取り組みに協力し、その発展に貢献する。
11. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、従業員への周知徹底を図る。また、社内外の声を把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
12. 本憲章に反するような事態が発生したときは、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。